

伊達市消防団準中型自動車運転免許 取得費補助制度を新設

道路交通法の一部改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通自動車運転免許で運転可能な車両は、総重量3.5トン未満かつ最大積載量2トン未満となりました。

このため、総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない消防団員が徐々に増えてきていることから、運転が可能となる準中型免許を取得する団員に対し補助金を交付します。補助制度の新設により消防活動の円滑な遂行・強化を図ります。

1 受付開始日

4月1日（火）

2 補助内容

教習額及び検定料の3分の2

3 対象者

市消防団員として、下記に該当するもの

- ①平成29年3月12日以降に普通免許を取得している団員
- ②団員として1年以上の活動実績があり、かつ、普通免許を取得後1年以上経過している団員

4 周知方法

- ①現時点で該当する団員へ周知
- ②市消防団SNSで情報発信



市HP



警視庁HP

担当

市民生活部防災危機管理課
電話 024-575-1222